

- 〔問 6〕 労災保険給付と損害賠償の関係に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
- A 政府が被災労働者に対し労災保険法に基づく保険給付をしたときは、当該労働者の使用者に対する損害賠償請求権は、その保険給付と同一の事由については損害の填補がされたものとしてその給付の価額の限度において減縮するが、同一の事由の関係にあることを肯定できるのは、財産的損害のうちの消極損害(いわゆる逸失利益)のみであり、保険給付が消極損害の額を上回るとしても、当該超過分を、財産的損害のうちの積極損害(入院雑費、付添看護費を含む。)及び精神的損害(慰謝料)を填補するものとして、これらとの関係で控除することは許されないとするのが、最高裁判所の判例の趣旨である。

B 労働者が使用者の不法行為によって死亡し、その損害賠償請求権を取得した相続人が遺族補償年金の支給を受けることが確定したときは、損害賠償額を算定するにあたり、当該遺族補償年金の填補の対象となる損害は、特段の事情のない限り、不法行為の時に填補されたものと法的に評価して、損益相殺的な調整をすることが相当であるとするのが、最高裁判所の判例の趣旨である。

C 労災保険法に基づく保険給付の原因となった事故が第三者の行為により惹起され、第三者が当該行為によって生じた損害につき賠償責任を負う場合において、当該事故により被害を受けた労働者に過失があるため損害賠償額を定めるにつきこれを一定の割合で斟酌すべきときは、保険給付の原因となった事由と同一の事由による損害の賠償額を算定するには、当該損害の額から過失割合による減額をし、その残額から当該保険給付の価額を控除する方法によるのが相当であるとするのが、最高裁判所の判例の趣旨である。

D 政府が被災労働者に支給する特別支給金は、社会復帰促進等事業の一環として、被災労働者の療養生活の援護等によりその福祉の増進を図るために行われるものであり、被災労働者の損害を填補する性質を有するということはできず、したがって、被災労働者の受領した特別支給金を、使用者又は第三者が被災労働者に対し損害賠償すべき損害額から控除することはできないとするのが、最高裁判所の判例の趣旨である。

E 労災保険法に基づく保険給付の原因となった事故が第三者の行為により惹起された場合において、被災労働者が、示談により当該第三者の負担する損害賠償債務を免除した場合でも、政府がその後労災保険給付を行えば、当該第三者に対し損害賠償を請求することができるとするのが、最高裁判所の判例の趣旨である。

第49回(平成29年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

|                                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| (1) 合格基準                                              |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。                        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ① 選択式試験は、総得点24点以上かつ各科目3点以上(ただし、雇用保険法及び健康保険法は2点以上)である者 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ② 択一式試験は、総得点45点以上かつ各科目4点以上(ただし、厚生年金保険法は3点以上)である者      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (2) 配点                                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ① 選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。                   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ② 択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

2 試験問題の正答

| 出題形式<br>試験科目                          | 選択式 |   |   |   |   | 択一式 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
|---------------------------------------|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
|                                       | A   | B | C | D | E | 1   | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 労働者災害補償保険法<br>(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む) | ⑬   | ⑳ | ⑤ | ⑧ | ⑩ | A   | D | C | D | B | E | B | C | B | C  |